2026 年10月28日
中会神学・社会委員会

私たちは核兵器の廃絶を訴えます

日本中会は、2006 年 11 月 23 日の中会会議で、「この世に仕えるキリスト者　――恵みへの応答としての社会参与への指針――」という文書を採択しました。これは、私たちの持つ『信仰告白』に立って、私たちの社会で起きている事柄に対する責任を自覚し、どのように発言し行動するかの原則を言い表したものです。

7つの指針の冒頭に置かれた「1. キリスト者は、生活のすべての領域に責任があります」は、私たちのなすことはすべて神の恵みへの応答として行われることと、私たちが神と隣人にお仕えするのは生活のすべての領域においてであることを明言しています。（注1）

武力による解決の放棄を述べた7番目の指針は、「キリスト者は、平和を実現します」という決意を表明し、「私たちは、戦争など、不必要な苦しみや死を引き起こすすべての悪を忌み嫌い、すべての人々の間に、和解と、愛と、正義が拡大されることを求めます」と述べています。（注2）

この指針に従って社会参与において責任を果たそうと努めてきた私たちは、2022 年 11 月 23 日に「暴力によって思い通りにしようとする行為に反対します」という中会決議を行いました。「私たちカンバーランド長老キリスト教会日本中会は、『平和を造る人々は、幸いである　その人たちは神の子と呼ばれる』（マタイ5:9）という主イエス・キリストの言葉に従い、どのような問題であってもその解決に暴力（武力）を用いることに反対します」と改めて表明しています。武力を保持・増強することで安全保障を確かにできる、と私たちは考えません。これは政治情勢等に応じて変化していく性質の見解ではなく、キリストを主とする私たちの信仰に立った基本姿勢です。

その基本線から見る時に、2026 年の日本において危険な兆候が見られることに注意を喚起し、キリスト者からの発言を行うべき事柄がある、と神学・社会委員会は考えています。それは、核兵器をめぐる問題です。日本は、1968 年に総理大臣が表明し、1971 年に衆議院が遵守を決議した非核三原則――核兵器を持たず、作らず、持ちこませず――を堅持してきました。米軍による核の持ち込みという問題はありつつも、この原則は日本が核兵器を保有することを封じる一定の歯止めとなってきました。しかし、今、その三原則の見直しを唱える声が聞かれるようになっています。このような動きを私たちは警戒し、注意深く見張る必要があります。

私たちはキリストの示された平和の道を歩む者として、核兵器の廃絶を目指します。核兵器は、神が良いものとして創造されたこの世界とそこに生きるものを破壊する力をもつ恐ろしいものです。それを用いることは、被造世界に生きるものを守るようにと命じられた神のみこころに背くものです。「核抑止力」という論理は危険な罠です。欲望や恐怖の虜とされてしまう人間に、核兵器を平和のためにコントロールする力はありません。通常兵器においても、「抑止」という名目で増強される軍事力が平和をもたらすものではなく、むしろ緊張を高め、軍事衝突を誘発することは歴史が証明しています。原子力発電所の事故が広範囲にわたって大きな被害をもたらすことを、私たちは見てきました。核兵器を使用することがあれば、それがどれほどの惨禍をこの世界にもたらすことか、想像しなくてはなりません。

原爆被爆国に生きる私たちには、とりわけ核兵器の非人道性を強く訴える必要があります。信仰告白を共有する他国のカンバーランド長老教会の友たちにも、核兵器廃絶の重要性を伝えていく責任があるでしょう。「日本にも核兵器が必要だ」と唱える声が聞こえる今、私たちは改めてこの問題を信仰者の課題としてとらえ、いのちの尊厳が守られる世界へと向かって、共に祈り、共に歩んでいきましょう。

注1:信仰告白 6.01 イエス・キリストを通して、罪と罪の諸力の束縛、抑圧、恥辱から自由にし、さらに罪の結果としての罪悪感と刑罰から自由にし、そして、神に自由に近づけるようにされるのである。この自由は、恐れではなく愛に根ざしており、人が神の意図された者となり、主を証し、彼らの日常生活の中で神と隣人に仕えることを可能にするのである。

6.03 キリスト者の自由を口実に罪を犯す信仰者は、キリスト者の自由の本質と目的を冒瀆している。信仰者は、悪よりも主を愛し、主に仕える自由がある。

6.04 キリスト者の自由を口実にして、この世のものであれ教会のものであれ、正しく合法的な権威の正当な行使を拒否する信仰者は教会の訓練に委ねられる。

6.05 キリスト者は、主なるイエス・キリストに究極の忠誠を誓い、その究極の忠誠をいかなる政府、国家にも譲り渡してはならない。また、キリスト者の良心おいて、いかなる形の不正にも反対すべきである。

6.06 信仰者は恵みにより信仰を通して救われる。その信仰は、神がイエス・キリストにあって人々を創造れた目的、すなわち、善い行いをする、という願いを生み出すのである。

6.07 善い行いは、神の恵みの賜物に対する感謝の応答としてなされる。神は、信仰者の多くの弱点や不完全な動機にもかかわらず、その働きを慈しみをもって受け入れてくださる。

6.08 善い行いは、救いの結果であって、救いの手段ではない。

6.09 善い行いは、キリストによって例示された奉仕と憐みの行為ばかりでなく、生きる上で遭遇するあらゆる関わりにおいて、キリスト者の価値観と原則を反映する倫理的かつ道徳的選択をも含んでいる。

6.10 クリスチャン・スチュワードシップ（キリスト者に託されたものを管理する務め）は、すべての生命と造られたものは神から託されたものであり、神の栄光と奉仕のために用いられるべきであると認めることである。それは、人間の技能や力を創造的に用いるばかりではなく、天然資源を保護し責任をもって用いることも含まれる。これらの神からの賜物は、すべての人、特に貧しい人々と分かち合われるべきものである。

6.11 クリスチャン・スチュワードシップの動機は神の豊かな愛と憐みに対する感謝であり、神からいただくあらゆる良い賜物を他の人々と分かち合いたいという願いが伴うのである。

6.12 神は人類にさまざまな賜物を与え、その中には各人が責任を負うべき賜物も含まれている。神は一人ひとりがこれらの賜物を互いに分かち合うことによって、すべての人が豊かになることを望んでおられる。

注2:信仰告白 6.31 契約共同体は、貧しい者や虐げられた者、病める者、困窮している者を探し求められたキリストの主権を支持する。教会は共同体として、あるいはその教会に属する個々人として、暴力の被害者や、キリストが人々のために死んだにもかかわらず、法や社会からその扱いを受けていないすべての人を擁護する。この擁護は、すべての不当な法律や不正な事柄に対して反対することだけではなく、善をもって悪に打ち勝つキリストの道を具現する態度や行動を支援することをも含む。

6.32 神は教会に和解の使信と務めを託されている。教会は共同体として、あるいはその教会に属する個々人を通してすべての人々、すべての階層、すべての人種、すべての国々の間に、和解と、愛と、正義が拡大されるよう努める。

7.05 神の裁きは、現在のことであり、未来のことでもある。人々は、神の裁きをさまざまなかたちで体験する。それは、神との断絶、他の人との断絶、自分の行いの罪悪感と結果、神の真実や人生の目的への不信から生じる不安感などである。

7.06 神の裁きは歴史において、自由の下におかれた人々や国々が、戦争や暴動、奴隷制、抑圧、天然資源の破壊、政治的・経済的搾取といった悪を選び取ることにおいて体験される。神は、不必要な苦しみや死を引き起こすそれらすべてのものを忌み嫌われる。

7.07 神の裁きは、この世を超えている。すなわち神の裁きは、神に依り頼むことを否定し、悔い改めと信仰と愛なしに生きようとする人間のあらゆる試みに立ち向かう。イエス・キリストによる神の救いを拒絶する者は、神から遠く離れ、希望なく罪と死に束縛され続ける。それは地獄である。

7.08 イエス・キリストが来られ、歴史が完成する時、この世の国は、わたしたちの主と、そのメシアのものとなる。主は世々限りなく支配される。